

請求日 令和 2 年 1 月 20 日

(宛先) 館林市長

請求する月と請求額を記入 施設等利用費請求書 (償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費
【 令和 元年 10 月～ 令和 元年 12 月分請求用 】

令和 元年 10 月～ 令和 元年 12 月分請求合計額 42,000 円

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求
しますので、指定する償還払いの振込先口座
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の

- 1. 申請者と認定子どもが、館林市内に居住し
- 2. 実際に利用していること、館林市長が社会福祉

いずれかに☑

- 第2号：平成25年4月2日から平成28年4月1日生
- 第3号：平成28年4月2日生以降

振込先名義と同じ保護者を記入

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	グンマ イズミ	認定子ども との続柄	生年月日	平成 元年 7 月 9 日
氏名	群馬 泉	父(母、その他)	〒	374 - 0018
			現住所	館林市城町1-1 ハイソB-101
			TEL	

施設等利用給付認定通知書に記載の番号

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定者番号(右詰で記入)	0 0 0 0 0 0 9 9 9 9
生年月日	平成 27 年 6 月 10 日	フリガナ	グンマ ハルナ
令和元年10月1日～令和元年12月末日の間の住所		氏名	群馬 榛名
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			令和 元年 10 月 10 日

いずれかに☑

(請求月の期間で転入出があった場合は、その日付も記入)

館林	銀行・信用金庫	館林	支店	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
	農協・信用組合		出張所	口座名義(カタカナ)	グンマ イズミ

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入 (複数記入可)

①	施設・事業名	渡瀬保育園一時預かり	複数の料金形態がある場合は、それぞれ記入	TEL	0276 - 72 - 4077
	契約している利用料※1	<input type="checkbox"/> 月額	円 <input checked="" type="checkbox"/> 日額	1,200 円	<input checked="" type="checkbox"/> 時間額 500～1,100 円
②	施設・事業名	●●事業所内託児所	所在地	〒	374 - 0018
				TEL	0276 - 72 - 5555
	契約している利用料※1	<input checked="" type="checkbox"/> 月額	10,000 円	<input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額 円

<裏面も記入してください>

③	施設名	所在地	〒	—
	契約している利用料※1	□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額
			〒	—

請求期間中に館林市に転入した場合は、上限額をこちらに記入します。
館林市に請求できるのは、館林市民として利用した期間のみです。

例) 10/10が転入日の新2号の場合：
 新2号のため、通常の上限額は37,000円。
 10/10分を含めた22日間が請求可能。
 10月は31日あるため...
 $37,000円 \times 22日 \div 31日 = 26,258.0645...$
 10円未満の端数は切り捨てるため、
この場合の上限額は、26,250円

請求期間中に館林市に転出した場合は、上限額をこちらに記入します。
館林市に請求できるのは、館林市民として利用した期間のみです。

例) 10/10が転出日の新2号の場合：
 新2号のため、通常の上限額は37,000円。
 届出前日の10/9分を含めた9日間が請求可能。
 10月は31日あるため...
 $37,000円 \times 9日 \div 31日 = 10,741.9354...$
 10円未満の端数は切り捨てるため、
この場合の上限額は、10,740円

入力してください。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設等に支払った月額利用料(保育料) (a) ※2 ※3	月額上限額		請求額 (aとb・c・dのいずれかを比較して小さい方)
		(b) ※4	月途中入園時の月額上限額 (c) ※5	
令和元年 10 月	12,400 円		26,250 円	12,400 円
令和元年 11 月	14,800 円	37,000 円		14,800 円
令和元年 12 月	14,800 円	37,000 円		14,800 円

※2 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付してください。
 また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

記入するのは「特定子ども・子育て支援利用料(保育料)」のみです。
食材料費や通園送迎費などは含めません。

期、前期・後期など) 場合を除き、(10円未満の端数を切り捨て) ください。

どちらか小さい額を記入

認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
 される場合か、市町村間の転出入の場合、
 または別の市町村へ転出する場合の限度額：
 日数÷その月の日数
 ・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額：
 $37,000(42,000)円 \times 転入先での認定日からの日数 \div その月の日数$